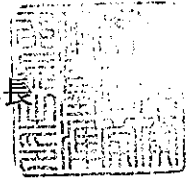


東 労 基 発 0407 第 5 号  
令 和 2 年 4 月 7 日

建設関係団体 殿

東京労働局労働基準部長



令和 2 年度における建設業の安全衛生対策の推進について（要請）

平素より労働安全衛生行政の推進に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省では、従前より、建設業の安全衛生対策の推進を図っておりますが、第 13 次労働災害防止計画（平成 30 年 2 月 28 日厚生労働省策定、平成 30 年 3 月 19 日公示）における計画期間（2018 年 4 月から 2023 年 3 月までの 5 年間）の 3 年目である令和 2 年度においては、別添のとおり留意事項を定め、同留意事項に基づき取組を進めることとしています。

つきましては、建設工事に従事する事業者等の建設工事関係者による法令に基づく対策の徹底、自主的な安全衛生活動の取組の促進等について、別添を踏まえ、新型コロナウイルス感染拡大防止に十分配慮した上で、傘下の会員に御周知されること等により、令和 2 年度における建設業の安全衛生対策の推進に特段の御配慮を賜れますよう御協力をよろしくお願いいたします。